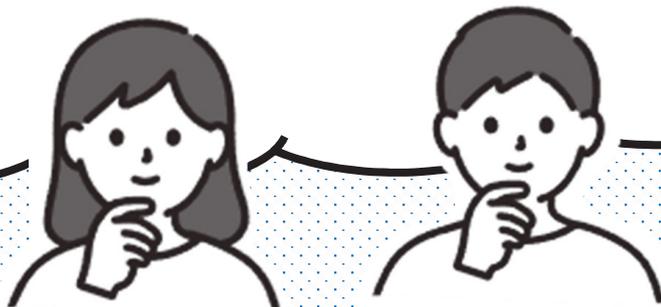


役員の業務負担を軽減したい！  
若い人を巻き込みたい！



デジタル活用を検討している町内会の皆様へ  
“町内会活動の効率化”や“情報発信の強化”等に取り組む町内会を応援します！

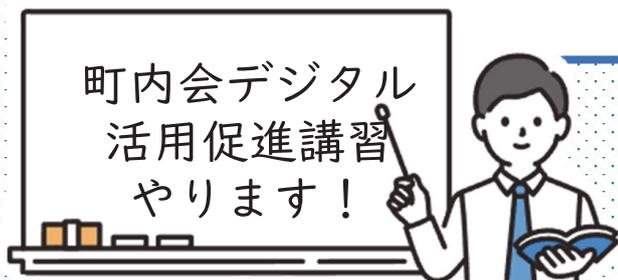
## 岡山市町内会デジタル活用促進事業補助金



- ・ 地域交流アプリを用いた町内での電子回覧
- ・ 公式LINEを用いた情報発信
- ・ 町内会費のオンライン集金 など

対象団体	岡山市町内会名簿に掲載されている単位町内会 又は学区・地区連合町内会		
対象事業	情報発信等を行うために必要なアプリケーション及びウェブサービスを活用する事業並びにウェブサイト等を整備及び活用する事業		
補助上限額	10万円	補助率	2分の1
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アプリケーション及びウェブサービスの利用料</li> <li>・ アプリケーション及びウェブサービスの利用に係る初期設定や改良に要する経費</li> <li>・ 町内会等が運営するウェブサイトの構築及び維持管理に要する経費（電子町内会システムに係る経費は除く）</li> <li>・ 町内会費等の集金を行うサービスの利用に伴う決済手数料及び振込手数料</li> </ul>		
申請期間	令和8年5月1日（金）から令和9年3月1日（月）まで		

町内会デジタル  
活用促進講習  
やります！



希望される町内会は  
以下の連絡先に  
お問い合わせください。

### 《問い合わせ・申請先》

岡山市 市民協働局 市民協働企画総務課 TEL 086-803-1063  
開庁時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで  
祝日・年末年始は閉庁

## 岡山市町内会デジタル活用促進事業補助金の申請の進め方(手順)

### 申請

事業を始める前に「岡山市町内会デジタル活用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)」に次の書類を添えて岡山市へ提出してください。  
メール・郵送での申請もできます。  
メール送付先：chounaikai@city.okayama.jp

- (1) 補助事業に係る事業計画書(様式第2号)
- (2) 補助事業に係る収支予算書(様式第3号)
- (3) 補助事業に用いるデジタルツールの内容及び金額がわかる書類

### 交付決定

適正な事業については岡山市から「交付決定通知書」を送付します。  
※補助対象となる経費は交付決定後から実績報告提出までの間に発生した経費のみです。交付決定前に発生した経費は対象になりませんので、ご注意ください。

### 事業の実施

交付決定後、申請どおりの事業を町内会で実施してください。

### 実績報告

事業終了後20日以内又は令和9年3月31日のいずれか期日の早い日までに「実績報告書」に次の書類を添えて岡山市へ提出してください。

- (1) 収支決算書(様式第4号)
- (2) 領収書の写し  
(請求書の写しでも可、その場合あとで領収書の写しの提出が必要です)
- (3) 補助事業の経過又は成果を証する書類
- (4) (申請時に提出した書類の内容から変更があった場合) 変更後の書類

### 交付確定

申請どおりの適正な事業については岡山市から「交付確定通知書」を送付します。

### 補助金請求

「交付請求書(様式第7号)」を岡山市へ提出してください。

### 補助金交付

登録の口座に補助金を振り込みます。



交付申請書等の様式は岡山市市民協働企画総務課にあります。

また、岡山市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000079809.html>